|  |
| --- |
| 告訴状  警察庁長殿  住所　東京都江東区北砂５丁目20番１０－６０９  電話番号　 080-4658-1518  氏名　孫　樹斌　　印  2022年03月18日  告訴人　　孫　樹斌  被告訴人　四谷警察署長  　　東京法務局人権擁護部第二課長　高橋　要  東京法務局人権擁護部第二課職員　寺本　大介  東京法務局人権擁護部第二課職員　原山　賢  特別説明  「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は　私が不平等な待遇を受けていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて　中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。  私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」の施策に支持する。けれども　今　ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は　「公務員職権濫用」で　違法者へ支援して　一緒に　被害者に再度な加害している。このような社会環境に　日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は　安定な成長できない。今回事件の関連公務員は　すべて　警察に刑事告訴状を送る。  告訴の趣旨  被告訴人の四谷警察署長は　「犯罪捜査規範」の第十八条（警察署長）に該当する、当署の刑事警察官は　「犯罪捜査規範」の第二条（捜査の基本）、第四条（合理捜査）、第百条（承諾を求める際の注意）の二に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。  東京法務局人権擁護部第二課長　高橋　要、職員寺本　大介、原山　賢は　刑法第百九十三条（公務員職権濫用）、第百七十二条（虚偽告訴等）に該当するので、被告訴人を厳罰に処することを求め、ここに告訴いたします。  日本国警察庁は　四谷警察署刑事警察官の11時間の任意聴取などの調査結果及び処分命令などを　公文書で　中華人民共和国駐日本大使館領事部、告訴人本人に提出します。  告訴事実  2022年2月14日江東区長山﨑 孝明の公務員職権濫用と人権侵害の件を　人権相談に提出しました。  2022年2月24日　東京法務局人権擁護部第二课は　返信しました。  2022年2月25日　東京法務局人権擁護部へ行って　対面相談しました。結局は　未受理しました。（録音あり）  2022年3月8日　深川警察署長坂本　則夫（刑法第百九十四条特別公務員職権濫用）の件を　人権相談に提出しました。  2022年3月９日　東京地方裁判所裁判官伊藤　由紀子、佐藤　卓（刑法第百九十四条特別公務員職権濫用）の件を　人権相談に提出しました。  2022年3月９日　東京法務局人権擁護部へ行って　第２回　相談しました。けれども　噓を付けて受理しません。（録音あり）  2022年3月１０日　再度　東京法務局人権擁護部へ行って　第３回　相談しました。（録音あり）  何回　『「人権侵犯事件調査処理規程」（法務省訓令）第十六条（勧告，通告，告発の報告・承認）により　この3件は　対応してください。』を話しました。  けれども　『受理できません。』を話しました。  更に　2022年3月１０日13時ぐらい、法務省東京法務局人権擁護部第二課長高橋　要は　110番へ通報しました。実際　自分の部署の不作為の事実を隠すために　四谷警察署警察官に虚偽告訴（刑法第百七十二条）をやりました。  四谷警察署刑事警察官は　2022年3月１０日13時半から　翌日2022年3月１１日1時まで　11時間以上の水もない、ご飯もない、たいへんの残酷な精神的苦痛を受けた取調べを経て、釈放しました。  深夜1時以降、電車ももうない、3時間以上の頑張れ、歩いて　5時に　帰宅しました。  このように、被告訴人たちが公然と「犯罪捜査規範」の第二条（捜査の基本）、第四条（合理捜査）、第百条（承諾を求める際の注意）の二を違反したことにより、告訴人の精神健康は大きく傷つけられたので、今回被告訴人たちの不当行為が成立します。  そこで、被告訴人に対しては、厳重なる処罰を求め、ここに告訴いたします。    以　　　　上  証拠方法  １.当日事件の調書  ２.証人：当時の通訳者  ３. 日テレニュース：【警視庁】“ 違法捜査 ”東京地裁が都に22万円支払い命じる  日テレニュース24　東京 2022.03.10 21:46  警視庁の違法な捜査で精神的苦痛を受けたなどとして、設備工事会社・社長の男性が損害賠償を求めた裁判で、東京地裁は10日、都に22万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。  判決によりますと、都内に住む設備工事会社・社長の男性は、2019年、中野区で車を停車中、警察官から職務質問を受け、車内からナイフなどの工具が見つかったことから、中野署で取り調べを受けました。  後日、男性は軽犯罪法違反の疑いで書類送検され、嫌疑不十分で不起訴処分となりましたが、違法な捜査で、精神的苦痛を受けたなどとして、都に対し330万円の損害賠償を求め、訴えを起こしていました。  10日の判決で東京地裁は、深夜におよそ5時間かけて行われた取り調べについて、「任意捜査として許容される限度を超えている」と指摘し、捜査の違法性を認め、都に22万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。  判決を受け、警視庁は、「当方の主張が認められなかったことは残念です。判決内容を検討した上で対応を決めます」とコメントしています。 |